

岐阜市民病院売店運営事業者の選定に係る公募要領

1 趣旨

岐阜市は、岐阜市民病院におけるサービスの向上を図るため、患者、見舞等の来院者、職員等を対象に食料品、飲料品、日用品等を販売する売店運営事業者（以下「事業者」という。）の選定を行う。

この岐阜市民病院売店運営事業者の選定に係る公募要領（以下「公募要領」という。）は、事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

本件に参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、この公募要領の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

なお、この公募要領と併せて配布する「岐阜市民病院売店運営事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）その他の書類等を併せて、以下「公募要領等」という。

2 一般事項

(1) 売店設置のために貸し付ける場所、面積等

貸付箇所 (設置場所)	貸付面積 (㎡)		最低貸付価格 (貸付期間中の賃貸借料 の総額、税抜き)
		計	
中央診療棟 1階 (別図参照)	57.0	60.5	4,799,800 円
〃 屋外 (別図参照)	3.5		

※上記貸付面積以外に倉庫等のバックヤードの貸出スペースはない。

※店舗と通路の間の壁を撤去することはできない。

(2) 貸付期間

平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(3) 貸付条件

別紙仕様書のとおり

(4) 施設概要

ア 名称 岐阜市民病院

イ 所在地 岐阜市鹿島町7丁目1番地

ウ 病床数 609床(一般559床 精神50床)

エ 面積

延べ床面積	59,365㎡
うち売店面積	中央診療棟1階 57.0㎡(別図参照)
同上倉庫	屋外 3.5㎡(別図参照)
計	60.5㎡

オ 診療時間	午前8時30分から午後5時まで
カ 休診日	土、日、祝日、年末年始
キ 面会時間	午後1時から午後8時まで(消灯時間 午後9時30分)
ク 患者数	(入院) 1日平均 505人(平成28年度実績) (外来) 1日平均 1,518人(平成28年度実績)
ケ 職員数	(平成29年4月1日現在)
正規	953人
嘱託・任用職員	約200人
パート職員	約210人
委託職員	約270人
看護学生	約100人

3 参加資格

次の要件を全て満たす法人であること。なお、要件を満たしていることが確認できる資料の提出を岐阜市が求める場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年3月31日決裁)に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 公募に参加しようとする者の間に以下のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が会社更生法に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他公募の適正さが阻害されると認められる場合

上記①、②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (6) 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による民事再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 公租公課の滞納がないこと。
- (8) 公告の日から過去 5 年間に国内の 300 床以上の病院における連続した 1 年以上の売店の運営実績を有していること。
- (9) 公告の日から起算して 1 年以上前から継続して 24 時間営業の日用品及び食品類を取扱う店舗の運営をしていること。
- (10) フランチャイズの加盟店舗として参加する場合、フランチャイズ本部と公募参加に関する合意がとれていること。

4 担当部局

「岐阜市民病院売店運営事業者の選定に係る公募要領」の担当部局は次のとおりとし、参加申し込み及び各種問い合わせは、当該担当部局に行うものとする。

【担当部局】

部局名称 : 岐阜市民病院事務局 病院施設課
担当者名 : 柴田・丹羽
電 話 : 058-251-1101 (内線 4308)
住 所 : 〒500-8513 岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地

5 参加申し込み

(1) 公募要領等の配布

公募要領等は、岐阜市民病院のホームページ (<http://gmhosp.jp/>) からダウンロードすること。

(2) 参加申し込みの方法

参加者は、以下に定める受付期間及び受付時間内に、次の①～⑩に掲げる提出書類を、前項「担当部局」に持参のうえ提出することとし、これ以外の方法（郵送、電話、ファクス、電子メール等）によるものは受け付けない。

書類を提出する際には、①～⑩を順に並べて提出をすること。

なお、⑨については10部（原本1部、複写9部）、その他の書類については各1部を提出すること。参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退申出書（様式任意、代表者印及び辞退理由必須）を受付期間内に担当部局に提出することとする。

[提出書類]

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③同意書（様式第3号）
- ④会社概要（様式第4号）
- ⑤決算書（貸借対照表、損益計算書等直近2年の経営実績がわかるもの）
- ⑥商業登記簿謄本
登記事項証明書
（履歴事項全部証明書 ※公告の日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑦納税証明書
参加者の住所（所在地）の市区町村にて発行する法人住民税の納税証明書（※直近1年分）又は未納の税額がないことの証明書並びに消費税及び地方消費税（免税者を除く。）の納税証明書（※直近1年分）
- ⑧「公募要領3（8）」の実績を証明する契約書等の写し
- ⑨企画提案書（様式第5号）
- ⑩フランチャイズの加盟店舗として参加する場合、「公募要領3（10）」が確認できる書類（様式6号）

(3) 受付期間

平成29年8月14日（月）から平成29年9月15日（金）までの
午前9時から午後4時まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第 45 号）第 1 条 1 項に規定する市の休日及び午後 0 時 3 0 分から午後 1 時 3 0 分までを除く。

6 企画提案について

企画提案書（様式第 5 号）により提出することとする。なお、記載スペースが不足する場合、別紙にて提案することを可能とするが、その際は A 4 サイズの用紙、20 頁以内で提出すること。

7 質問について

（1）質問方法

公募要領等の記載内容及び本件に関する質問は、質問書（様式任意、A 4 サイズ、質問内容箇条書き）により、担当部局に持参することにより行うものとし、これ以外の方法（郵送、電話、ファクス、電子メール等）によるものは受け付けない。

（2）質問の受付期間

平成 29 年 8 月 14 日（月）から平成 29 年 8 月 25 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例第 1 条 1 項に規定する市の休日及び午後 0 時 3 0 分から午後 1 時 3 0 分までを除く。

（3）質問の回答方法

質問書への回答は、質問書に記入された「質問内容」とそれに対する市の回答を記載した質疑応答集を作成し、この質疑応答集を、担当部局にて交付する方法及び岐阜市民病院ホームページ（<http://gmhosp.jp/>）に掲載する方法により公表する。

公表予定日は、平成 29 年 9 月 4 日（月）とする。

なお、質問書提出者へ個別の回答は行わないものとする。

8 審査方法

（1）審査方法

審査は、二次審査まで行う。

ア 一次審査：書類審査

企画提案書（様式第 5 号）記載事項による審査を行う。

※参加者が多数の場合は、評価の高い者から 5 者程度を一次審査通過者として選定することがある。

イ 二次審査：プレゼンテーション審査

一次審査通過者を対象に、プレゼンテーションによる審査を行う。
 プレゼンテーションは、提出済の企画提案書に加え、プロジェクター（担当部署で用意する「EPSON EB-1975W」）で投影する資料により行うことができるが、企画提案書として未提出の資料を追加で配布することは認めない。また、プレゼンテーションの内容は企画提案書の内容を逸脱しないものであること。

- ・プレゼンテーション 15分以内
- ・質疑応答 10分以内
- ・準備及び片付け 各 5分以内

(2) 審査基準

岐阜市が設置する「岐阜市民病院売店運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で定めた審査基準によって審査を行う。

審査基準

	評価項目	評価細項目	配点
一次審査	価格評価	貸付価格	25点
	機能評価	売店サービス	30点
	実績評価	出店実績 全店舗数 内病院店舗数	40点
二次審査	プレゼンテーション	災害協定 売店サービス 売店運営関係	105点

9 審査結果の通知

審査結果については、以下のとおり通知する。

(1) 一次審査結果

一次審査完了後、各項目の評価点及び結果（一次審査通過の可否）を後日参加者全員に文書にて通知する。この際、一次審査通過者に対しては、二次審査の詳細についても併せて通知する。

結果に対する異議は受け付けない。

(2) 二次審査結果

二次審査完了後、各項目の評価点及び結果（合計点数及び交渉順位）を後日一次審査通過者全員に文書にて通知する。

結果に対する異議は受け付けない。

10 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 本件の参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、審査が終了しても一切返却しない。
- (4) 参加者から提出された企画提案書の著作権は、当該参加者に帰属する。また、提出された個人情報、参加者の評価、選定手続に使用すること以外に、当該参加者の承諾を得ずに利用しないものとする。
- (5) 企画提案者の失格について
次のいずれかに該当したものは失格とする。
 - ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ②記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③「3 参加資格」及び「仕様書」の条件を満たさないもの
 - ④本件についての公告以後、選定委員会委員又は担当部局の職員に対して本件に関する接触を求めたもの
 - ⑤貸付価格の提案が「2 一般事項(1)」の最低貸付価格を下回るもの
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、申し込みを無効とする。
- (7) 事業者が、岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）に登録されていない場合は、契約締結までに岐阜市競争入札参加資格審査申請書提出要領に基づき競争入札参加資格審査申請書を岐阜市に提出し、登録の申請を行うものとする。

11 参考

平成28年度（平成28年4月から平成29年3月まで）の年間売上額
約14,080万円

※年中無休、午前7時から午後9時までの営業の場合

(あて先) 岐 阜 市 長

参 加 申 込 書

申込者

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成29・30・31年度岐阜市競争入札参加資格者名簿
(物品・委託・その他)に登録されている場合は、業者番号

所 在 地

商 号

代表者氏名

㊞

担当者氏名	_____
連絡先 TEL	_____
E - m a i l	_____

「岐阜市民病院売店運営事業者の選定に係る公募要領」に基づき、参加を申し込みます。

【添付書類】

- ・ 誓約書 (様式第2号)
- ・ 同意書 (様式第3号)
- ・ 会社概要 (様式第4号)
- ・ 決算書 (貸借対照表、損益計算書等直近2年の経営実績がわかるもの)
- ・ 商業登記簿謄本
 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- ・ 納税証明書
- ・ 「公募要領3(8)」の実績を証明する契約書等の写し
- ・ 企画提案書 (様式第5号)
- ・ 公募参加に関する合意書 (様式第6号)

※ただし、フランチャイズの加盟店舗として参加する場合に限る。

(あて先) 岐 阜 市 長

誓 約 書

所 在 地

商 号

代表者氏名

⑩

このたび、「岐阜市民病院売店運営事業者の選定に係る公募」に係る申し込みにあたり、下記の事項について事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日 決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 公租公課の滞納がないこと。
- (5) 公告の日から過去 5 年間に国内の 300 床以上の病院における連続した 1 年以上の売店の運営実績を有していること。
- (6) 公告の日から起算して 1 年以上前から継続して 24 時間営業の日用品及び食品類を取扱う店舗の運営をしていること。

店舗名	店舗所在地	営業開始日

※ 24 時間営業の店舗実績の記入は 3 店舗までで結構です。

様式第3号

平成 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

同 意 書

所 在 地

商 号

代表者氏名

⑩

岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当する者であるか否かについて、警察署長に対し、書面で照会することに同意します。

様式第4号

会社概要		
商号又は名称		
代表者名		
設立年月日	年	月 日
経歴・沿革		
資本金		
従業員数	正社員	名
本店所在地		
支店・店舗数	カ所（うち市内	カ所）
業務内容	(具体的に記入)	

※ その他、会社、事業概要等が分かるパンフレット等補足する資料があれば添付して下さい。

平成 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

企 画 提 案 書

所 在 地

商 号

代表者氏名

㊞

「岐阜市民病院売店運営事業者の選定に係る公募」に係る提案事項について、公募要領等に記載の事項を確認のうえ、提案します。

この提案書に記載の内容及びプレゼンテーションで提案した内容については責任をもって実施します。

一次審査（書類審査）項目

①貸付価格

○貸付価格

百万			千			円		

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の文字を記入すること。
 2 記載する金額は、契約希望金額（賃貸借期間中の賃貸借料総額）の108分の100に相当する金額とする。
 3 記載する金額は、平成30年1月1日から平成34年12月31日までの貸付期間中の総額の金額とする。

②売店サービス（その1）

○売店サービス

下記サービスの内、提案可能なサービスについてチェックを入れること。

記

- ・宅配窓口業務について
 - 個人宅への発送が可能である
 - 個人宅からの受取が可能である
- 電子マネーの利用が可能である
- クレジットカードの利用が可能である
- 公共料金の支払いが可能である
- 複数の金融機関の取扱いが可能なATM端末の設置が可能である
 - 都市銀行の利用が可能である
 - 岐阜市民病院の出納取扱金融機関（株十六銀行）の利用が可能である

○日本国内での出店実績（平成29年4月1日現在）

1. コンビニエンスストアの出店店舗数

（フランチャイズの加盟店舗として参加した場合は、加盟しているフランチャイズ本部としての実績）

0～99

100～999

1000～4999

5000～

（注）この場合のコンビニエンスストアとは、経済産業省の商業統計の業態分類表でいうコンビニエンスストアである。

2. 病院での売店の出店店舗数

（参加者としての実績）

0

1～5

6～49

50～99

100～

③ 出店実績

二次審査（プレゼンテーション審査）項目

④
災害
対応

○災害発生時の対応について
大規模災害が発生した場合の店舗運営に関する事業者としての方針について

○災害協定の内容について
（災害時の岐阜市民病院に対する物資の供給条件の提案については必須とする）

⑤
売店
サービス
（その
2）

○②売店サービス（その1）以外の提案サービスについて
（その他サービス、商品（安全性、商品サイクル等）等についての提案）

- 売店運営に関することについて
 - 1 店舗レイアウトについて
 - 2 人員体制・教育体制について
 - 3 開店までのスケジュール（H30. 1. 1 に前店舗撤去済みとして）について
 - 4 経営状況について
 - 5 ①～⑥に含まれない独自提案等について
(売店サービス以外の、経営的観点の独自提案について)

⑥ 売店運営関連

平成 年 月 日

公募参加に関する合意書

このたびの、「岐阜市民病院売店運営事業者の選定に係る公募」に係る申し込みに当たり、参加者がフランチャイズの加盟店舗として参加することを、フランチャイズ本部として合意します。

参加者

所在地

商号

代表者氏名

⑩

フランチャイズ本部

所在地

商号

代表者氏名

⑩

様式第7号

市有財産賃貸借契約書

岐阜市（以下「賃貸人」という。）と（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 賃貸人と賃借人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

貸付箇所 (設置場所)	貸付面積 (㎡)	
		計
中央診療棟 1階 (別図参照)	57.0	60.5
〃 屋外 (別図参照)	3.5	

（用途の指定）

第3条 賃借人は、賃貸借物件を、「売店の設置場所」の用途（以下、「指定用途」という。）に使用しなければならない。

2 賃借人は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、平成30年1月1日から平成34年12月31日までとする。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）

（賃貸借料の支払）

第6条 賃貸人は、前条に定める賃貸借料を、次に掲げるとおり、各年度当初（平成29年度は賃貸借期間開始月の月末まで）に賃借人に納入通知書を送付するものとする。

年度	納付金額
平成29年度	
平成30年度	
平成31年度	
平成32年度	

平成33年度	
平成34年度	

2 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に賃貸借料を支払わなければならない。

3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、賃借人は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（光熱水費の支払）

第7条 賃借人は、本契約に基づき設置した売店の、電気・ガス・水道等（以下「電気等」という。）の使用量を計測する専用メーターを設置するものとする。

2 賃貸人は、施設全体の電気等の使用料（基本料金を含む。）に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用量から光熱水費金額を計算し速やかに賃借人に納入通知書を送付するものとする。

3 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に光熱水費金額を支払わなければならない。

（延滞金）

第8条 賃借人は、第6条及び前条に基づき、賃貸人が定める納入期限までに賃貸借料及び光熱水費金額（以下「賃貸借料等」という。）を納入しなかったときは、市税の延滞金の例により計算した金額を延滞金として賃貸人に支払わなければならない。

（充当の順序）

第9条 賃借人が賃貸借料等及び延滞金を納入すべき場合において、賃借人が納入した金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第10条 契約保証金は免除する。

（かし担保）

第11条 賃借人は、この契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、賃貸借物件に数量の不足その他隠れたかしを発見しても、賃貸借料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（維持保全義務）

第12条 賃借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 賃借人は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにそ

の状況を報告しなければならない。

- 3 事故等により、設置した備品、販売品、現金等に損害等が発生した場合において、賃貸人は一切の責を負わないものとする。

(維持補修)

第13条 賃貸人は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

- 2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて賃借人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 賃借人は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

但し、賃借人の責任においてフランチャイズ契約に基づき第三者に運営を行わせることを妨げるものではない。この場合、賃借人と運営者間でフランチャイズ契約が締結されていることを証明する書類の写しを賃貸人に提出すること。

(実地調査等)

第15条 賃貸人は、賃貸借物件について必要に応じて、賃借人に対し賃貸借物件や売上げ状況等について、所用の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 賃借人は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。
- 3 賃貸人は、賃借人から報告された売上げ状況等のうち、売上金額を、新たな賃借人を公募する際に公開することができる。

(違約金)

第16条 賃借人は、第4条に定める賃貸借期間中に、次条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当し契約を解除された場合は、賃貸借料の1年分に相当する額を違約金として、賃貸人に支払わなければならない。

- 2 前項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第17条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1)賃借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2)国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。
- (3)賃借人が振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

- (4)賃借人が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
- (5)賃借人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申し立てを受け、若しくは申し立てをしたとき
- (6)賃借人が、賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7)賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めたとき。
- (8)賃借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9)賃借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、賃貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10)賃借人が賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると、賃貸人が認めたとき。
- (11)賃借人が、岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条各号の規定に該当するとき。
- (12)前各号に準ずる事由により、賃貸人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(原状回復)

第18条 賃借人は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、賃貸人の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(賃貸借料の返還)

第19条 賃貸人は、第17条の規定により、この契約が解除されたときは、既納の賃貸借料のうち、賃借人が賃貸借物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第20条 賃借人は、この契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第21条 賃借人は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は第17条から第19条までの規定により契約が解除されたときにおいて、賃貸借物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、賃貸人、賃借人協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、賃貸人、賃借人それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

賃貸人 岐阜市
代表者 岐阜市長

賃借人 住所
氏名